

広島市国民宿舎湯来ロッジ
広島市湯の山温泉館
広島市湯来交流体験センター

指定管理者応募要領

令和5年7月
広島市経済観光局

《応募要領 目次》

1	指定管理者の募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う業務	2
(1)	業務の範囲	2
(2)	自主事業の実施	3
(3)	利用促進の取組	3
(4)	留意事項	3
5	管理の基準	4
(1)	休館日	4
(2)	使用時間等	4
(3)	使用の制限	5
(4)	入館・入場の制限	5
(5)	行為の禁止	5
(6)	行為の制限	5
(7)	関係法令等の遵守	5
(8)	供用日の拡大や供用時間の延長等の提案等	5
6	利用料金の取扱い	6
(1)	設定	6
(2)	減免	6
(3)	回数券の取扱い	6
7	広島市への納付額及び指定管理料	6
(1)	湯来ロッジ及び湯の山温泉館	6
(2)	交流体験センター	6
8	指定の取消し等	7
9	申請資格等	7
(1)	基本的事項	7
(2)	選定基準	8
(3)	欠格事項	8
(4)	法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	8
(5)	障害者雇用状況報告書等の提出	8
(6)	事業所調書兼実体調査同意書の提出	9
10	応募要領の配布時期、説明会等	9
(1)	スケジュール	9
(2)	応募要領の配布期間、場所等	9
(3)	説明会の開催日時、場所等	9

(4) 質問の受付	9
(5) 申請書の受付	10
1 1 提出書類・提出部数	10
1 2 管理運営に関する収支計画書の開封	10
1 3 その他留意事項	10
1 4 審査及び選定に関する事項	11
(1) 審査方法等	11
(2) 仮協定・協定の締結	11
(3) 評価方法	11
(4) 選定審査対象からの除外	11
(5) 審査結果の通知及び公表	12
(6) その他	12

別紙1 提出書類一覧

別紙2 広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び広島市湯来交流体験センター 指定管理者の申請者の評価基準

提出書類一覧

- ・様式1 指定申請書（単独団体用）
- ・様式2 指定申請書（ジョイント方式により構成された団体用）
- ・様式3 ジョイント方式により構成された団体の構成員名簿兼委任状
- ・様式4 管理運営に関する事業計画書
- ・様式5及び様式5別紙 管理運営に関する収支計画書及び積算内訳書
- ・様式6 広島市が推進すべき施策に関する報告書
- ・様式7 団体の概要
- ・様式8 役員名簿
- ・様式9 障害者雇用状況報告書（報告義務のない団体用）
- ・様式10 障害者雇用計画書
- ・様式11 宣誓書
- ・様式12 申請関係質問票
- ・様式1.3 応募説明会参加申込書
- ・様式14 辞退届
- ・様式15 委任状
- ・様式16 事業所調書兼実体調査同意書
- ・様式17 指定管理実績調書

広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び 広島市湯来交流体験センター指定管理者応募要領

1 指定管理者の募集の趣旨

広島市では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とし、指定管理者制度を導入しています。

今般、広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び広島市湯来交流体験センターの指定期間が令和6年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補者(以下「候補者」という。)の選定に当たり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

(1) 広島市国民宿舎湯来ロッジ

区 分	概 要
名 称	広島市国民宿舎湯来ロッジ (以下「湯来ロッジ」という。)
所 在 地	広島市佐伯区湯来町大字多田2563番地の1
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建て
敷地面積	8,062㎡
延床面積	4,899㎡
開 設 日	平成21年11月1日
駐 車 場	56台 (身体障害者用2台を含む。)
施設内容	宿泊定員80人 客室数21室 (和室5人 12室、洋室ツイン 7室、バリアフリー室 (4人 1室、2人 1室)) 1階 ロビー、ラウンジ、売店、レストラン、厨房、事務室、客室9室等 2階 男女浴室、バリアフリー浴室、多目的ホール、広間、客室6室等 3階 客室6室

(2) 広島市湯の山温泉館

区 分	概 要
名 称	広島市湯の山温泉館 (以下「湯の山温泉館」という。)
所 在 地	広島市佐伯区湯来町大字和田471番地
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建て
敷地面積	723㎡ (敷地は広島市が民間との賃貸借契約により借り上げています。)
延床面積	327㎡
開 設 月	昭和49年3月
駐 車 場	近隣に駐車場 (専用5台、専用以外約40台) あり。
施設内容	1階 男女浴室、受付 2階 休憩室、事務室

(3) 広島市湯来交流体験センター

区 分	概 要		
名 称	広島市湯来交流体験センター（以下「交流体験センター」という。）		
所 在 地	広島市佐伯区湯来町大字多田		
建物構造	鉄骨造、木造		
敷地面積	12,687㎡		
延床面積	1,166㎡		
開 設 日	平成21年11月1日		
駐 車 場	70台（身体障害者用3台を含む。）		
施設内容	区 分	施設規模	内 容
	交流体験館	666㎡	事務室、会議室、調理体験室1・2
	屋外ステージ	255㎡	ステージ、工芸室兼楽屋
	特産品市場館	84㎡	地元特産品の販売
	イベント広場	2,500㎡	イベント（祭り・盆踊り等）などの専用利用、自由利用
	ステージ広場	1,500㎡	屋外ステージの客席やキャンプなどの専用利用、自由利用（芝生）
	交流体験広場	700㎡	キャンプなどの専用利用、自由利用（芝生）
	農業体験場	900㎡	こんにゃく（湯来特産物）やハーブ等の栽培・収穫体験
	足湯	24㎡	温泉を利用

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 湯来ロッジ

- (7) 湯来ロッジの事業の実施に関する事。
- (イ) 湯来ロッジの使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
- (ロ) 湯来ロッジへの入館の制限に関する事。
- (ハ) 湯来ロッジの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (ニ) その他市長が定める業務

イ 湯の山温泉館

- (7) 湯の山温泉館の事業の実施に関する事。
- (イ) 湯の山温泉館への入館の制限に関する事。
- (ロ) 湯の山温泉館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (ハ) その他市長が定める業務

ウ 交流体験センター

- (7) 交流体験センターの事業の実施に関する事。

- (イ) 交流体験センターの使用の許可に関する事（「緊急の場合（避難場所の開設等）は許可を取り消す。」などの条件を付す。）。
- (ロ) 交流体験センターへの入場の制限に関する事。
- (ハ) 交流体験センターにおける行為の許可に関する事。
- (ニ) 交流体験センターの特別設備の設置の許可に関する事。
- (ホ) 交流体験センターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (ヘ) その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て施設を活用し自主事業を実施することができます。なお、アからエに掲げる事業については、施設の利用促進を図るため、必ず行ってください。また、自主事業に必要なスペースについては行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。

ア 湯来ロッジにおける厨房、レストラン及び売店の管理運営

イ 各施設における飲料（アルコール飲料を除く）の自動販売機の設置、運営

ウ 交流体験センターの会議室、調理体験室、ステージ、工芸室兼楽屋、イベント広場、ステージ広場及び交流体験広場の利用促進を図るためのイベントの実施等

エ 湯来ロッジにおける公衆電話の設置、運営

オ その他利用者の利便性の向上を目的とした自主事業（例：アルコール飲料などの自動販売機等の設置）

(3) 利用促進の取組

各施設の利用促進を図るため、広島市が設定している次の基準値を達成するための利用促進策を提案してください。

また、湯来地域の活性化に資するよう、以下の取組について、併せて提案してください。

ア 湯来地域の団体・民間事業者と連携した取組や広島広域都市圏の市町等と連携した取組

イ 民間事業者・行政が一体となって進めている「戸山地域・湯来地域活性化プラン」を推進する取組

【広島市の基準値】

湯来ロッジの宿泊者・休憩者・入浴者数、湯の山温泉館の入浴者数及び交流体験センターのイベント等に係る利用者・参加者数の合計：年間 327, 110 人

- ・湯来ロッジの休憩者数は、休憩のため宿泊室を使用した者（日帰り）、レストランを利用した者及び宴会室を利用した者の合計とする。また、入浴者数は、入浴券を購入した者（宿泊者は含まない。）とする。
- ・交流体験センターのイベントへの参加人数は、自主事業プログラム申込などで参加人数を把握できるもの以外（例：桜まつり、ホテルまつりなどのイベント等）は、原則、施設の駐車場等に駐車した車の台数に1台当たり2.5人を乗じた人数を参加人数とする。

(4) 留意事項

ア 業務内容の詳細は「広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び広島市湯来交流体験センター指定管理業務仕様書」を参照してください。

イ 指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理業務の一部を専門業者等に委託する場合は広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、その結果について、広島市に他の報告書と併せて提出してください。

ウ 湯来ロッジ及び湯の山温泉館の会計と交流体験センターの会計は、明確に分けてください。

エ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たに指定管理者が指定された場合は、新たな指定管理者が円滑に業務を実施できるよう、運営の詳細や予約者などを確実に引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日

ア 湯来ロッジ及び湯の山温泉館

年中無休（ただし、都合により臨時に休館することがある。）

イ 交流体験センター

(ア) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）

(イ) 8月6日

(ウ) 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 使用時間等

ア 湯来ロッジ

(ア) 宿泊施設

〔宿泊する場合〕

使用を開始する日の午後3時から使用を終了する日の午前10時まで

〔休憩する場合〕

午前11時から午後2時まで

(イ) 入浴施設

〔宿泊する場合〕

午前6時から午前8時まで及び午後3時から午後10時まで

〔宿泊しない場合〕

6月1日から9月30日まで 午前10時から午後9時まで

10月1日から翌年5月31日まで 午前10時から午後8時まで

(ウ) 多目的ホール及び広間 午前9時から午後9時まで

イ 湯の山温泉館

6月1日から9月30日まで 午前9時から午後9時まで

10月1日から翌年5月31日まで 午前9時から午後8時まで

ウ 交流体験センター

(ア) 交流体験館

午前9時から午後6時まで

(イ) 屋外ステージ

午前9時から午後10時まで

ただし、工芸室兼楽屋を工芸室として使用するときは午前9時から午後6時まで

(ウ) 特産品市場館

午前8時から午後5時まで

(エ) イベント広場、ステージ広場及び交流体験広場

a 午前零時から午後12時まで

b 専用して使用する場合には、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める時間

(オ) 農業体験場

「農業体験の場の提供」を行うに当たり、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める日及び時間

(カ) 足湯

午前9時から午後5時まで

(3) 使用の制限

次のいずれかに該当するときは、湯来ロッジ及び交流体験センターの使用は許可しません。

- ア 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- イ 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- ウ 会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- エ その他管理運営上支障があるとき。

(4) 入館・入場の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターへの入館・入場を拒み、又は退館・退場を命ずることができます。

- ア 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- イ 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- ウ 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- エ その他管理運営上支障があると認められる者

(5) 行為の禁止

交流体験センターにおいては、次に掲げる行為を禁止します。

- ア 施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- イ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ウ イベント広場、ステージ広場、交流体験広場又は農業体験場の形質を変更すること。
- エ 利用者に迷惑を及ぼすような行為をすること。
- オ その他管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(6) 行為の制限

交流体験センターにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とします。

- ア 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- イ 業として写真又は映画を撮影すること。
- ウ はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- エ 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

(7) 関係法令等の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、個人情報保護に関する法律、広島市国民宿舎湯来ロッジ条例及び同条例施行規則、広島市湯の山温泉館条例及び同条例施行規則、広島市湯来交流体験センター条例及び同条例施行規則、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令等を遵守してください。

(8) 供用日の拡大や供用時間の延長等の提案等

申請者は、利用者へのサービス向上のため必要があれば、供用日の拡大や供用時間の延長等を提案することができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や使用時間等を変更することがあります。

6 利用料金の取扱い

湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

(1) 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

なお、湯の山温泉館の利用料金については、広島県の一般公衆浴場料金の統制額の改定に合わせて料金改定を検討することから、指定期間中に、条例で定める金額の改定を行う場合があります。

(2) 減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

(3) 回数券の取扱い

指定管理者は、湯来ロッジ及び湯の山温泉館において、市長の承認を受けて、条例で定める額から割引をした額をもって、回数券を発行することができます。この場合において、回数券による利用料金については、その発行の際に収受するものとします。

7 広島市への納付額及び指定管理料

(1) 湯来ロッジ及び湯の山温泉館

ア 納付額の下限額

指定管理者は収受した利用料金及びその他の収入による独立採算により、全ての管理運営経費（公租公課を含む。）を賄うとともに、一定額を広島市に納付していただきます。

納付額の下限額は2,500万円（各年度当たり500万円）とします（レストラン等の目的外使用に基づく使用料等を含みます。）。

なお、当該納付下限額を下回る提案をされた場合は、選定の対象外とします。

イ その他

(ア) 納付は毎年行っていただきますが、具体的な手続きについては別途協定書で定めます。

(イ) 指定期間中に本市が改修工事等を行い、これにより業務範囲等の変更がある場合、市への納付金の額を調整することがあります。

(2) 交流体験センター

ア 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年分）の上限額は、1億4,856万5千円（各年度当たり2,971万3千円、消費税及び地方消費税相当額を含む。）とします。

上記の指定管理料の上限額は、消費税率10%適用の場合の額です。なお、指定期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①及び②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運營業務に伴う指定管理者の person 費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費等）など、指定管理者が交流体験センターを管理運営するに当たり、必要となる全ての経費。

②利用料金等収入 (収入)	利用料金、前納利用料金、その他指定管理者が管理運営を行うに当たって生じる収入(預金利子等)。
------------------	--

イ 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から令和6年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

令和6年度及び令和10年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

ウ 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払とします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払とすることができます。

広島市から指定管理者への支払は、原則、毎月払とします。

8 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

- (1) 条例、規則等に違反したとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島市国民宿舎湯来ロッジ条例第13条第2項、広島市湯の山温泉館条例第7条第2項及び広島市湯来交流体験センター条例第17条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別記1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当(役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。)することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

9 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません(株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。)

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、申請日以後の代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準の全てに適合する必要があります。

- ア 利用者の平等な湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの利用を確保することができること。
- イ 事業計画書の内容が、湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センターの管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

- ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合
- イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合
- ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合
- オ 広島市が設置する公の施設の指定管理者として指定を受けたが、その指定を取り消され、当該処分の日から2年を経過しない場合（ただし、不可抗力による場合を除く。）

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、法定雇用障害者数の達成状況等を市議会に報告いたします。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

(注1)「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

(注2) 障害者雇用計画書は、その終期までに法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

(5) 障害者雇用状況報告書（様式9）等の提出

公共職業安定所に障害者雇用状況報告書の提出義務のない申請者で障害者を雇用している場合は様式9を提出してください。また、障害者を常用雇用していることを確認することができる書類（健康保険証等及び身体障害者手帳等の写し）を提出してください。

(※) 障害者を常用雇用していることを確認できる書類に被保険者等記号・番号等、住所及

び生年月日が記載されている場合は、当該部分を黒塗りしてください。

(6) 事業所調書兼実体調査同意書の提出

事業活動の実体を確認するため、申請者の本店に係る事業所調書兼実体調査同意書（様式16）を提出してください。「広島市が推進すべき施策に関する報告書（様式6）」で本店が広島市外にあり、広島市内に本店以外のその他の事業所等があると報告した場合は、広島市内の代表的な事業所等に係る事業所調書兼実体調査同意書も提出してください。この様式6では、事業活動を行っている事業所等（本店・支店など）を報告してください。

10 応募要領の配布時期、説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	令和5年7月14日（金）から令和5年9月29日（金）まで
イ 説明会の開催	令和5年7月25日（火）午後1時から
ウ 質問受付期間	令和5年7月26日（水）から令和5年8月8日（火）まで
エ 申請書受付期間	令和5年9月25日（月）から令和5年9月29日（金）まで
オ 書類審査・面接審査	令和5年10月中旬～下旬
カ 審査結果の通知	令和5年11月上旬
キ 仮協定の締結	令和5年11月中旬
ク 指定管理者の指定	令和5年12月下旬
ケ 協定の締結	令和6年3月

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：令和5年7月14日（金）から令和5年9月29日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、土、日、祝日を除く。

配布場所：経済観光局観光政策部及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：令和5年7月25日（火）

ア 応募説明会

(ア) 時間 午後1時～午後2時

(イ) 場所 湯来交流体験センター 会議室（現地集合）

イ 現地見学会（希望者）

(ア) 時間 午後2時～午後5時

(イ) 場所 湯来ロッジ、湯の山温泉館及び交流体験センター（湯来ロッジ集合）

※ 参加希望者は、7月24日（月）までに、所定の応募説明会参加申込書（様式13）により、経済観光局観光政策部に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

※ 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

ただし、土、日、祝日を除く。

※ 説明会当日は応募要領、仕様書を持参してください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和5年7月26日（水）から令和5年8月8日（火）
午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日を除く。

受付方法：所定の質問票（様式12）により、経済観光局観光政策部に電話連絡の上、電子メール又はFAXで提出してください。

回答予定：8月16日（水）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和5年9月25日（月）から令和5年9月29日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日を除く。

提出場所：経済観光局観光政策部まで持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、FAXでの受付は行いません。

11 提出書類・提出部数

提出書類一覧（別紙1）のとおり。

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

※ 管理開始後に、本施設の従事者のうち広島市内の在住者の割合を確認するため、従事者名簿とともに市内在住者であることが確認できる書類（運転免許証の写し等）を提出してください。

12 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日：令和5年10月2日（月）

※ 開封時間及び場所については後日お知らせします。

(2) 実施方法

ア 開封時には、湯来ロッジ及び湯の山温泉館の納付下限額の提案額が下限額以上であるか否か、交流体験センターの指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します。（各申請団体の提案額は発表しません。）また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

13 その他留意事項

(1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。

(2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

(3) 提出された書類の内容は提出後には変更できません。

(4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(5) 申請を辞退するときは、辞退届（様式14）を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、こ

の検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。

- (7) 申請団体が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請団体が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が候補者の選定の公表等に必要な場合には、本市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は広島市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。
- (10) 事業計画書には収支計画書の内容を記載しないようにすること。

14 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し、5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月中旬から下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体の代表者（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体の代表者）を含む3名以内（応募団体の職員等に限り。）の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（別紙2「広島市国民宿舎湯来ロッジ、広島市湯の山温泉館及び広島市湯来交流体験センター指定管理者の申請者の評価基準」）により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出書類等の提出期限を経過してから提出書類等が提出された場合
- エ 申請日以降において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合
- オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

- ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。
- イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

○ 問合せ先

広島市経済観光局観光政策部 藤平、榎本、原
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
電 話 082(504)2676
F A X 082(504)2253
電子メール kanko-omo@city.hiroshima.lg.jp